

一括交付金に関する指定都市市長会意見

地域主権戦略会議においては、地域主権戦略大綱（仮称）の策定に向けて、いわゆる「ひも付き補助金」を廃止し一括交付金の導入に向けた制度設計の検討が行われている。

指定都市市長会は、これまでも、国と地方の役割分担を明確にしたうえで、地方が担うべき分野については、国庫補助負担金の廃止と所要額全額の税源移譲を行い、国が担うべき分野については必要な経費全額を国が負担することを求めてきた。

しかし、一括交付金化では、なお国の関与の継続が懸念されることから、地方の自由度を拡大するという一括交付金創設の趣旨に基づき、税源移譲までの経過措置として制度を検討するよう、次のとおり要請する。

1 一括交付金は、あくまでも税源移譲までの経過措置とすること

一括交付金は、あくまでも税源移譲までの経過措置とし、最終的には国と地方の役割分担を見直した上で、地方が担うべき分野に係るものは所要額を全額税源移譲すること。

2 一括交付金化の対象となる国庫補助負担金と同等額を確保すること

三位一体の改革の際に地方財源の総額は大幅に削減され、地方の実情に即した行財政運営を行うことが困難となっている。

一括交付金化にあたっては、同様の削減を決して行うことなく、対象となる国庫補助負担金の額と同等額を確保し、地方が事業を執行するために必要となる総額を確保すること。

3 一括交付金での自治体間の財政調整を行わないこと

自治体間の財政力格差の是正については、地方交付税の役割であり、自治体間の財政調整は、一括交付金にその機能を負わせないこと。

平成22年3月30日
指定都市市長会